

花巻市再生可能エネルギー事業と地域との共生に関する条例（素案）の概要

目的

再生可能エネルギーの利用の普及及び拡大を推進しつつ、再生可能エネルギー発電設備の設置に起因する土砂災害その他の災害の発生のおそれ又は景観資源、自然環境若しくは市民の生活環境等に及ぼす影響に鑑み、市、事業者等及び市民の責務を明らかにするとともに、再生可能エネルギー発電設備の安全な導入について基本的かつ必要な事項を定め、地域と共生して調和のとれた再生可能エネルギー発電事業の促進を図る。

届出対象の再生可能エネルギー発電事業

▶ 太陽光 出力50キロワット以上

※ 建築物の屋根又は屋上に発電設備を設置するものを除く。

▶ 風力 出力20キロワット以上

※ 建築物の屋根又は屋上に発電設備を設置するものを除く。

▶ 地熱

抑制区域の指定

次の区域のうち、特に配慮が必要と認められる区域を抑制区域として指定することができる。

■国定公園の区域 ■鳥獣保護区の区域 ■土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域 ■河川区域及び河川保全区域 ■地域森林計画の森林の区域及び保安林 ■急傾斜地崩壊危険区域 ■地すべり防止区域 ■農用地区域 ■県立自然公園の区域 ■史跡名勝天然記念物の存する区域 ■県指定史跡名勝天然記念物の存する区域 ■市指定史跡名勝天然記念物の存する区域 ■環境緑地保全地域として指定された区域

環境影響評価（アセスメント）の実施

次のいずれかに該当する再生可能エネルギー発電事業を届け出る場合は、環境の構成要素に係る項目について環境影響評価を実施し、その結果について市長に報告しなければならない（環境影響評価法又は岩手県環境影響評価条例により環境影響評価が義務付けられるものを除く。）。

▶ 事業区域内に抑制区域が含まれるもの ▶ 太陽光 出力2千キロワット以上 ▶ 風力 出力1千キロワット以上 ▶ 地熱

事前協議

事業者は、届出を行う前に再生可能エネルギー発電事業に関する計画について市長と協議しなければならない。

周辺関係者への周知

事業者は、届出を行う前に事業区域の周辺関係者に対し、あらかじめ説明会を開催する等、事業計画に関する周知を行わなければならない。

協定の締結

事業者は、事業区域及びその周辺地域の災害の防止、又は景観資源、自然環境若しくは市民の生活環境等の保全に係る事項等について、市長又は周辺関係者から求めがあったときは、協定を締結するよう努めなければならない。ただし、事業区域内に抑制区域が含まれ、かつ、条例で定める環境影響評価を実施する必要がある再生可能エネルギー発電事業を行おうとする場合は、協定を締結しなければならない。

事業計画の届出



事業者は、対象となる再生可能エネルギー発電事業に該当する再生可能エネルギー発電設備を設置しようとするときは、設置工事に着工する日の60日前までに、事業計画について市長に届け出なければならない。

事業者、所有者等
又は土地所有者等



事業の適正管理

- ▶ 維持管理及び補修
- ▶ 異常発生時の対応

市長



報告・資料の徴収

指導・助言

立入調査・質問

勧告

命令

命令

公表

罰則
あり

事業の 廃止の 届出



増設等工 事について 準用

